**マイナンバーカード（個人番号カード）代理人の受け取りについて**

マイナンバーカード（個人番号カード）を申請したが、本人が病気、身体の障害等その他

やむを得ない理由により窓口にお越しになることが困難な場合のみ、代理人による受け取

りができます。

病気、身体の障害のほか、やむを得ない理由により窓口にお越しになることが困難であると認められる方は次に掲げる方になります。

ａ 成年被後見人

ｂ 被保佐人及び被補助人

ｃ 中学生、小学生及び未就学児

ｄ 75歳以上の高齢者

ｅ 長期入院者

ｆ 身体以外の障害のある者

ｇ 施設入所者

ｈ 要介護・要支援認定者

ｉ 妊婦

ｊ 長期（国内外）出張者、長期に航行する船員など（仕事の内容、勤務場所、勤務形態等の客観的状況に照らして出頭が困難であると認められる者）

ｋ 海外留学している者

ｌ 高校生・高専生

代理人受け取りをご希望される方は、以下のものが必要になります。

・市役所から送付された交付通知書（ハガキ）

・通知カード（回収） ※紛失した場合は交付時に申し出てください

・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ。個人番号カードとの交換になります）

・申請者ご本人の本人確認書類（次ページの“マイナンバーカード（個人番号カード）

の受け取りについて”を参照してください）

・代理人の本人確認書類（申請者本人の本人確認書類に準ずる）

・委任の旨を証明する書類（交付通知書の「委任状」欄に記入するか、別紙で委任状を

提出してください）

・来庁が困難であることを証明する書類（医師の診断書、障害者手帳、施設等に入所し

ている事実を証明する書類等）

※本人確認書類はコピーします。

※上記のc・dの方に関して、本人確認書類にて年齢が確認できた場合、来庁が困難であることを証明する書類はほかに必要ございません。